

平成19年7月19日

電波利用料制度に関する研究会報告書(案)についての意見(要旨)

社団法人 電子情報技術産業協会

電波利用料制度に関する研究会報告書(案)に関して、次のような意見を述べるものです。

【電波利用料負担の原則について】

1. 電波利用料負担の原則の変更に対する反対意見【該当：第5章 38ページ】
【該当：概要版14ページ(本記述は本文には無い)】

【免許不要局からの電波利用料徴収に対する反対意見】

2. 「IT新改革戦略」基本方針に反します【該当：第5章 46ページ】
3. 情報家電の普及促進が重要であります【該当：第5章 46ページ】
4. 小電力無線システムから電波利用料を徴収している国はないと認識しております【該当：第5章 46ページ】
5. 電波利用料の賦課は、広い意味での規制強化であると考えます
【該当：第5章 46ページ】
6. 徴収コストがかかり過ぎると考えます【該当：第5章 46ページ】

【電波利用料の負担増加に対する反対意見】

7. 受益と負担が不透明なままでの用途を拡大すべきではないと考えます
【該当：第4章 27ページ】
8. 電波利用料の負担者への明示【該当：第5章 38ページ】
9. 料金設定の国会承認の継続の要望【該当：第3章 26ページ】

以上

平成19年7月19日

電波利用料制度に関する研究会報告書（案）についての意見

社団法人 電子情報技術産業協会

当協会としては、電波は、有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を極力有効に利用すべきことは、十分に認識致しており、また電波の逼迫状況が極めて深刻化している中で、電波再配分および電波有効利用のための規制緩和等多くの施策が実施されていることについては感謝しております。

しかしながら、「免許不要局における電波利用料負担」に関しては、必ずしも関係者と十分な議論がないまま、「原則負担」と結論づけられております。情報家電、無線 LAN、ITS、電子タグ等の免許不要局は、今後、わが国が目指しているユビキタスネットワーク社会の重要な担い手であり、たとえ一部の分野であっても電波利用料を徴収することは、IT 産業発展の阻害要因となります。また、電波利用料負担の増加に対しても、懸念を持っています。

IT 関連製品のメーカー等、約500社からなる業界団体である当協会としては、「電波利用料制度に関する研究会 報告書（案）」に対して以下の意見を述べます。

【電波利用料負担の原則について】

1. 電波利用料負担の原則の変更に対する反対意見

【該当：第5章 38 ページ】

今回の報告書案では、負担の原則で「電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、電波を利用する無線局の免許人等は、利用者・免許形態に関わらず、その費用負担に応じることが原則である。」と述べています。

しかしながら、平成5年4月に電波利用料制度が導入された際に、電波利用共益事務は免許局が電波を安心して利用できる環境を整備するための事務と観念していました。免許不要局は品質保証がなく、低出力で伝搬範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがないことを考えると、従来どおり電波利用料の負担は免許局を対象とすべきです。

尚、報告書（案）の概要において、「技術基準が策定されているものについては、電波監理を受けているものであり、負担については、今後検討していく

ことが必要」との記述がありますが、これは免許不要局も含むものであり、上記と同じ理由で適当ではありません。【該当：概要版14ページ（本記述は本文には無い）】

【免許不要局からの電波利用料徴収に対する反対意見】

2. 「IT 新改革戦略」基本方針に反します

【該当：第5章 46ページ】

「IT 新改革戦略」は、IT の特性を利用者視点に立って有効に使い、国民生活及び産業競争力を向上することを目的としています。その実現のために免許不要局は、重要な役割を担っております。「重点計画—2007（案）」の中でも高速無線LANの研究開発、ITS サービス展開の推進、電子タグの高度な利用・活用など IT 関連製品の活用・普及を推進する施策があります。産業界においても、コスト削減に最大限努力し、新技術の活用を図ることで、発展に努めております。

このような中で、仮に製品分野を一部に限定したとしても免許不要局にたいして電波利用料を賦課することは、「IT 新改革戦略」の方針に反するものであるとともに、普及促進を阻害するものと考えます。

3. 情報家電の普及促進が重要であります

【該当：第5章 46ページ】

情報家電は、「経済成長戦略大綱」においてもわが国経済の将来の発展を支える戦略分野として期待されています。今後、国際競争力強化のために、連続的なイノベーションによって各種新しい製品が開発される分野でもあります。一定帯域を占有する情報家電が開発されたとしても、それを免許不要局として電波利用料を賦課することは、先進的な国内市場創出の機会損失となり、国際的にもわが国の競争優位性を脅かすこととなります。

4. 小電力無線システムから電波利用料を徴収している国はないと認識しております

【該当：第5章 46ページ】

米欧等の諸外国に於いても、小電力無線システム（免許不要局）からは、電波利用料を徴収していないと認識しております。また、諸外国では、電波を使

用して事業を行っている免許人と一般ユーザたる免許不要局の公平論など論ぜず、免許不要局の自由な活動を担保し、それにより技術革新を図っています。

5. 電波利用料の賦課は、広い意味での規制強化であると考えます

【該当：第5章 46ページ】

免許不要局であっても、一定の周波数帯域を確保し利用しているのであれば、応分の負担を求めるとの見解が述べられています。しかし、小電力無線システムは免許局と異なり、あくまで結果として恩恵に預かる反射的利益を受けるものであり、利用料賦課等の制限を加えることなく、自由な利用を担保すべきであります。また、免許不要局に電波利用料の賦課という行政関与により、行政目的を達成しようとすることは、広い意味での規制強化となり、本来の免許不要局制度の精神に反し、IT産業の円滑な発展を阻害する恐れがあります。

6. 徴収コストがかかり過ぎると考えます

【該当：第5章 46ページ】

免許不要局から阻害の要因にならない程度の極めて低い利用料額を定めるべきとの議論もあり得ますが、逆に海外製品も含めて遍く徴収するための制度創設および維持も含めた徴収コストを考慮した場合、徴収の実益に乏しく、免許不要局から利用料を徴収すべきではないと考えます。

【電波利用料の負担増加に対する反対意見】

7. 受益と負担が不透明なままでの用途を拡大すべきではないと考えます

【該当：第4章 27ページ】

当初は不法電波の監視を目的としていましたが、現在の用途には研究開発費、デジタルディバイド解消の費用等にも電波利用料を充当するとしています。その結果、電波利用料は日本が654億円、米国が348億円、英国が304億円と、欧米と比べても我が国の電波利用料負担は突出しています。

研究開発については官民の役割分担等を慎重に考慮すべきであり、従来の用途範囲を安易に拡大すべきではないと考えます。

また、研究開発やデジタルディバイド解消のための費用は、本来的に一般財源によって手当てすべきものであり、特定の者の負担によって行うべきもので

はないと考えます。

8. 電波利用料の負担者への明示

【該当：第5章 38 ページ】

日本の電波利用料収入の85%は携帯電話利用者が負担しています。にもかかわらず携帯電話の基本料金に含まれているために利用者の負担感がないと思われます。その結果、負担者の意識がないままに、負担金額が増加してしまう可能性があります。負担者が明らかな場合は、電波利用料の金額を負担者へ明示すべきと考えます。

9. 料金設定の国会承認の継続の要望

【該当：第3章 26 ページ】

電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み（例えば、一定の料額に関しては、政令で定めることとする等。）を検討していくことが必要であるとの見解が述べられています。しかし、それは安易な負担増を助長させることとなります。現状どおり、国会において料金設定が承認されるべきと考えます。

以上